年旧措置法」に改め、同号を同条第八十九号とし、同条第八十四号を同条第八十八号とし、同条第八十三号中「平成二十四年旧措置法第六十五条の八第一項」を「平成二十六年旧効力措置法第六十五条の八第一項」に改め、「（平成二十四年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十四年旧措置法第六十五条の八第一項若しくは」を「同条第一項若しくは」に、「準用する平成二十四年旧措置法」を「準用する平成二十六年旧効力措置法」に、「又は平成二十四年旧措置法」を「又は平成二十六年旧効力措置法」に改め、同号を同条第八十七号とし、同条第八十二号中「平成二十三年旧措置法第六十五条の八第一項」を「平成二十六年旧措置法第六十五条の八第一項」に改め、「（平成二十三年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十三年旧措置法」を「準用する平成二十六年旧措置法」に、「又は平成二十三年旧措置法」を「又は平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第八十五号とし、同条第八十号中「平成二十四年旧措置法」を「平成二十六年旧効力措置法」に改め、同号を同条第八十四号とし、同条第七十九号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第七十七号とし、同条第七十六号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条第七十四号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条第七十二号中「又は第五項」を「、第三項又は第五項」に、「これら」を「同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第三項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額又は同条第五項」に改め、同号に次のように加える。

イ　措置法第六十四条の二第一項又は第八項の規定

ロ　措置法第六十四条の二第一項又は第二項の規定

ハ　措置法第六十四条の二第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定

ニ　措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第八項の規定

第二条第七十二号を同条第七十五号とし、同条第七十一号を削り、同条第七十号を同条第七十四号とし、同条第六十九号を同条第七十三号とし、同条第六十八号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二　措置法第六十一条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十七号を同条第七十号とし、同条第六十六号を同条第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　平成二十六年旧措置法第六十一条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十五号を同条第六十七号とし、同条第六十四号を削り、同条第六十三号を同条第六十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十五　平成二十六年旧措置法第六十条第一項の規定（同項の表の第三号に係る部分に限る。）　法人が同号の下欄に掲げる事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

六十六　措置法第六十条第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十条第一項の規定　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　措置法第六十条第一項の表の第一号の下欄に掲げる事業　法人が当該事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

(2)　措置法第六十条第一項の表の第二号の下欄に掲げる事業　法人が当該事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

ロ　措置法第六十条第二項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十二号を削り、同条第六十一号を同条第六十三号とし、同条第六十号を同条第六十二号とし、同条第五十八号を削り、同条第五十七号を同条第六十一号とし、同条第五十二号から第五十六号までを四号ずつ繰り下げ、同条第五十一号を削り、同条第五十五号とし、同条第四十六号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、同条第四十五号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第四十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十八　措置法第五十五条第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

四十九　措置法第五十五条の二第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

五十　措置法第五十五条の三第一項又は第二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十四号イ中「これらの規定」を「次に掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　平成二十四年旧措置法第四十二条の五第一項の規定

(2)　平成二十五年旧措置法第四十二条の五第一項、第四十七条の二又は第四十八条の規定

(3)　前号イ、ホ又はヘに掲げる規定

第二条第四十四号ロ中「これらの規定」を「前号イからヘまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項」に改め、同号ハ中「同項」を「前号イからヘまでに掲げる規定に係る同項」に改め、同号を同条第四十六号とし、同条第四十三号中「加算されたこれらの規定」を「加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項」に改め、同号に次のように加える。

イ　平成二十三年旧措置法第四十七条の二又は第四十八条の規定

ロ　平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の五第一項若しくは第六項又は第四十二条の五の二第一項の規定

ハ　平成二十四年旧措置法第四十二条の五第一項又は平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第一項の規定

ニ　平成二十五年旧措置法第四十二条の五第一項、第四十三条（第一項の表の第二号に係る部分に限る。）、第四十四条の五、第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）、第四十五条の二、第四十七条の二又は第四十八条の規定

ホ　平成二十六年旧措置法第四十二条の五第一項若しくは第六項、第四十四条、第四十五条（第一項の表の第二号から第四号まで及び第二項に係る部分に限る。）、第四十六条又は第四十七条の二の規定

ヘ　措置法第四十二条の五第一項若しくは第六項、第四十二条の六第一項若しくは第二項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定